

情報公開・個人情報保護制度に基づく実施状況および運用状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日の情報公開条例と福島市個人情報保護に関する法律施行条例に基づく実施・運用状況は次のとおりです。詳しくは市民情報室、市HPで公表しています。

・公文書開示請求の処理状況

請求件数	公文書件数	決定区分等（年度内処理分）				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
397	441	224	118	35	0	20

・保有個人情報開示請求の処理状況

保有個人情報開示請求	決定区分等（年度内処理分）					保有個人情報訂正請求	決定区分等		
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ		訂正	部分訂正	不訂正
51	21	17	8	-	1	1	0	1	0

※処理の区分の合計は、前年度に請求があり令和5年度に決定したものを含まず。

また、令和6年度に入って決定したものは含まないため、請求件数と一致しません。

市民情報室 ☎525-3714

「森のじぶ」参加者募集

無料

時8月7日(水) 内つきだてて花工房で、もりもりピザ焼き体験と、霊山こどもの村で元気に遊んで楽しい夏休みの思い出をつくりましょう。
対ひとり親世帯、就学援助を受けている世帯、生活保護世帯などの小学生
定35人（申込多数の場合抽選）
申7月19日(金)までに問い合わせ先または地区の民生児童委員に申し込み
問市民生児童委員協議会事務局（市社会福祉協議会内）☎533-8881

肉はよく加熱して食べましょう

内加熱が不十分な肉料理は食中毒のリスクがあります。肉を食べる時は、中心部までの十分な加熱、箸やトングの使い分け（生肉用と加熱した食品用）を徹底して、食中毒を防ぎましょう。
※詳しくは市HPをご覧ください。
問保健所衛生課☎597-6358

合併処理浄化槽の設置費用を補助

内補助対象区域／下水道事業認

食べまじょう

可区域・農業集落排水事業認可区域を除く市内全域 対対象区域で①自宅を新築・建て替える方②単独処理浄化槽や汲み取り便所から切り替える方期間限定で上乘せ補助や単独処理浄化槽を雨水貯留槽再利用の補助あり※補助制度には、他にも条件があります。詳しくは市のHPをご覧ください。

問下水道総務課☎525-3768

国保・年金

令和6年度国民健康保険税納税通知書を発送します

内発送／7月12日(金) 国民健康保険税は、4月（または国保取得月）翌年3月まで

高齢受給者証を更新します

内新しい高齢受給者証（えび茶色）の発送／7月23日(火) 赤紫色の高齢受給者証は8月以降使用できません。細断するなど、個人情報が見取れないようにして、ご自身で破棄してください。

後期高齢者医療 被保険者証を更新します

内オレンジ色の被保険者証の有効期限は7月31日(水)です。ピンク色の新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。8月1日(木)からは、新しい被保険者証をお使いください。
※マイナンバーカードと保険証の一体化により12月2日(月)で被保険者証は廃止となりますが、新しい被保険者証は、記載内容に変更がない限り令和7年7月31日(木)まで使用できます。
問国保年金課☎525-3724

限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新

内有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)以降も認定証が必要な方は、7月中に新たに申請をしてください。
マイナンバーカードを保険証として利用すれば、高額療養費における限度額を超える支払いが免除されます。
問国保年金課☎525-3773

国民年金保険料の納付が困難なときは免除・猶予制度をご利用ください

内収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除・納付猶予制度が利用できます。老齢年金や障害年金、遺族年金などの年金を受給するには一定の納付期間が必要です。免除や納付猶予により将来の年金受給権を確保できます。
対本人・配偶者・世帯主（免除のみ）の前年所得が、定められた基準以下の方

※失業した方などは特例があります。
①マイナンバーの分かるものまたは年金手帳・基礎年金番号通知書②本人確認書類③失業などによる特例の場合は雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などを持参の上、国保年金課または各支所・出張所窓口かオンライン申請で
※代理の方が申請する場合は委任状を持参。
問国保年金課☎525-3738 東北福島年金事務所 ☎535-0141（音声案内）

国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療保険者に登録されている加入者情報のお知らせ

内マイナンバーカードを保険証として利用するため、医療保険者が把握している加入者情報（個人番号下4桁を含む）を、被保険者証の更新時に併せて郵送します。ご自身の個人番号下4桁と合っているかご確認ください。マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方は、下記QRコードから登録ください。
送付時期…①後期高齢者医療制度／7月下旬 ②国民健康保険／9月下旬

7月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	市民相談室☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	県司法書士会福島支部☎529-7331
登記（司法書士）	県公共福祉登記士地家屋調査士協会県北支所☎531-0986
土地家屋調査（土地家屋調査士）	相談／☎・☎521-8331 問／福島行政監視行政相談センター☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	県社会保険労務士会☎526-2270 ☎534-5432
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	法テラスサポートダイヤル☎0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールフォームで）	法テラス福島☎0570-078370
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	県政相談コーナー☎521-4281
交通事故	消費生活センター☎522-5999
消費生活（生活課消費生活相談員）	消費生活センター☎522-7867
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	権利擁護センター☎533-8879 ☎kenriyugo@f-shishakyo.or.jp
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	こども家庭課☎525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員）	県労働委員会事務局☎521-7594
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	総合労働相談コーナー☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
労働困りごと相談窓口	福島労働局雇用環境・均等室内☎536-4609
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	定住交流課（市国際交流協会事務局）☎525-3739 ☎533-5263 ☎teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
人権なんでも相談	県国際交流協会☎524-1316 ☎521-8308 ☎ask@worldvillage.org
外国人の生活相談	県国際交流協会☎524-1316
外国人住民のための相談窓口（来所・電話・ファクス・メール・LINEで）	
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶



震災関連相談はこちら▶



市政だよりは市のHPでもご覧になれます。【HPアドレス】<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/> 目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のHPで声の市政だよりを聞くことができます。



福島市の人口（R6.6.1）計273,034人（-191）男133,143人（-114）女139,891人（-77）／世帯数123,401（-7）